

令和8年3月18日

弊社に対する行政処分の公表

しおかぜ観光株式会社

弊社の次の営業所に対し、中部運輸局から下記のとおり行政処分を受けました。
今回の処分を厳粛に受け止め、管理体制の強化を図り、改善に向けて全力で取り組んでまいります。

記

1 行政処分を受けた日

令和8年3月18日（水）

2 対象営業所

本社営業所

3 違反内容

乗務時間等基準の遵守違反（運輸規則第21条第1項）

点呼の記録義務違反（運輸規則第24条第5項）

運行指示書の作成義務違反（運輸規則第28条の2第1項）

乗務員台帳の作成義務違反（運輸規則第37条第1項）

4 処分の内容

本社営業所 処分日車数 40 日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告

5 改善措置

関係法令を遵守し、改善に努めてまいります。

以上